

令和４年度
第１回新居浜市地域密着型サービス運営委員会 兼
第１回新居浜市地域包括支援センター運営協議会
次 第

＜日 時＞ 令和４年４月２７日（水）

１４：００～１６：００

＜場 所＞ 新居浜市役所５階 大会議室

【議題】

- １ 令和４年度実施体制について
- ２ 令和４年度事業の詳細について
- ３ 令和４年度重点事業について
- ４ 令和３年度認知症初期集中支援チーム検討委員会について
- ５ その他

令和4年度実施体制



令和4年度 新居浜市地域包括支援センター事業一覧

資料2

事業・業務	内容
指定介護予防支援事業	要介護認定の結果が要支援1・2となった高齢者等の内、給付サービスを利用する者に対し介護予防のサービス計画(ケアプラン)を作成して介護予防を推進する。地域包括支援センターが介護予防の居宅支援事業所として指定を受けて実施することとなっている。居宅介護支援事業所に一部の介護予防サービス計画作成を業務委託している。委託事業所に対してのケアプランの指導も行う。
保健事業・介護予防一体的実施事業	75歳以上の疾病予防である保健事業と介護予防を一体的に実施することでフレイルを予防し、健康寿命の延伸を図る。
地域支援事業	高齢者が要介護状態・要支援状態になることを予防するとともに、要介護状態となった場合でも、可能な限り地域で自立した日常生活を営むことができるように支援する事業。市に実施責任があり、業務委託として地域包括支援センターに委託できる。新居浜市の場合は地域包括支援センターが直営であるため、責任主体介護福祉課、実施主体地域包括支援センターとして相互に協議・調整し推進している。
介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)	要支援者等への介護予防と生活支援を総合的に推進していく事業。地域住民も含めた多様な主体による多様なサービスの充実により、効果的・効率的な支援を目指す。新居浜市では、生活支援体制整備事業と一緒に推進していくことにしている。
介護予防・生活支援サービス事業	要支援認定者や基本チェックリストにより該当となった「事業対象者」に対して、訪問型サービス、通所型サービス(従来の介護予防訪問介護、介護予防通所介護に相当)及び介護予防ケアマネジメントを提供することにより、要支援者等の自立を支援する。
介護予防ケアマネジメント	事業対象者に対するケアマネジメント計画(介護予防給付におけるケアプランに相当)を作成し、自立を支援する。地域包括支援センターが行う事業であるが、業務委託契約により居宅介護支援事業所に委託することができる。委託事業所に対してのケアマネジメントの指導も行う。
訪問型サービスC	生活支援体制整備事業、地域ケア(推進)会議等と連携して市による短期集中指導による自立支援に資するメニューを実施する。
生活改善個別指導事業	生活改善が必要な要支援・事業対象者に専門職が訪問指導等を行い、日常生活の自立を図り、要介護状態になることの予防、自立を支援。
一般介護予防事業	65歳以上の全ての高齢者を対象とした日常生活動作の向上や社会活動への参加、生きがいづくりなど高齢者の生活機能全般の改善を目指していく。
介護予防普及啓発事業	高齢者が自分らしく生き生きとした生活が送れるように、介護予防に関する知識の普及・啓発、地域における自発的な活動の育成・支援を行う。
介護予防教室	生活機能の維持・向上を図るため、介護予防の基本的な知識を学習する教室を開催し、自分の身体に合った介護予防への取り組みを支援する。身体機能、口腔機能、栄養改善の複合プログラムを実施している。
地域介護予防活動支援事業	介護予防の知識を有した住民ボランティアの育成や活動支援など、ボランティアが地域でより有意義な活動ができるように支援する。
健康長寿地域拠点づくり事業(大島地区運営費)	自治会館等自宅から歩いて行ける通いの場を活用して、高齢者に低下しやすい運動機能の維持・向上を目指した体操プログラム「にいはま元気体操 介護予防編」(通称「ピンピンキラリ(PPK)体操」、お手玉やセラバンドを使って行う)に取り組むなど住民が主体的に介護予防環境づくりを進める。申請自治会に対し8万円上限の交付金制度有り。(大島地区の運営を行う。)
地域リハビリテーション活動支援事業	通いの場等でPPK体操の指導や住民主体の介護予防を支援できる市民体操指導士を養成するなど、リハビリテーション専門職を活用し、各種介護予防事業の取組を専門的な知見により強化を図る。
包括的支援事業	従来は、総合相談業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント業務が包括的支援業務の主な内容であったが、制度の改正により、高齢者施策の拡充を目的として、在宅医療・介護連携事業、認知症総合支援事業、生活支援体制整備事業の新三事業が追加となった。また、地域ケア会議が制度的にも位置づけられることとなり、その充実が求められることになった。
総合相談支援業務	高齢者の心身の状態や生活実態、必要な支援等を把握し、相談を受け、適切な保健・医療・福祉サービス・機関または制度の利用につなげる。また、地域における関係者とのネットワークの構築を推進する。
ランチ連絡会・学習会	地域包括支援センター職員とランチとの情報共有や、ランチが地域の話し合いの進行役になるための学習会などを毎月実施する。
権利擁護業務	高齢者の金銭管理問題、虐待対応、消費者被害等について、ケースの相談や関係者・関係団体(虐待対応専門職チーム(県社協、弁護士会)、警察、消費生活センター等)との調整、介護福祉課高齢福祉係の措置への橋渡しの業務を行う。
成年後見制度等の利用支援	自身や家族で金銭を管理できない状況にある高齢者に対し、社会福祉協議会が行う福祉サービス利用援助事業や介護福祉課高齢福祉係による市長申し立ての成年後見に繋げる。
消費者被害に対する啓発	消費生活センター職員を加わっての消費者被害の情報共有等を行う。
高齢者虐待対応	高齢者に対する虐待に対処し、介護福祉課高齢福祉係による成年後見制度や施設への保護につなげていく業務。
包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	市内の介護支援専門員に対する支援や指導を行うとともに、ケアマネジメントが円滑に行えるよう関係機関の連携・調整等環境整備を行う。
介護支援専門員連絡協議会	介護支援専門員連絡協議会の事務局として運営を支援する。
地域リーダー養成	主任介護支援専門員の中から地域で活躍できる人材を育成する。県と協働して演習・研修等を行う。
地域ケア会議推進事業	多職種協働による個別ケースの検討を通じて、個別課題の解決や自立支援に向けたケアマネジメント支援を行い、また、地域課題の把握や地域支援ネットワークの構築を推進している。
事例検討型	支援が困難な事例等の検討を、支援関係者・地域関係者を中心に行っている。
ケアマネジメント支援型	リハビリテーション専門職、薬剤師、管理栄養士、主任介護支援専門員等の専門職により介護予防や自立支援に向けたケアマネジメント支援を行っている。また、多職種が連携してケアマネジメントを支援できるよう専門職が有志で学習会を開催、包括が事務局を務める。
地域ケア推進会議	事例検討型・ケアマネジメント支援型の両会議から抽出された地域課題の解決に向けた協議を行う。
在宅医療・介護連携推進事業	医療と介護の両方が必要な高齢者が地域で自分らしい生活を最後まで続けられるよう、在宅医療と介護サービスの一体的な提供に向けて関係者の連携のために必要な事業を行っていく。
協議会・部会	在宅医療と介護の連携に関する課題の抽出・解決の協議を行うため関係者で設置する。新居浜市では部会を設けて解決に向けた実質的な協議を行う。
研修会、講演会、啓発	医療関係者への介護の研修、介護関係者への医療の研修、連携の研修、市民への講演等を実施する。
他市連携	市域を越えた退院時調整等について二次医療圏域の市町村間で調整の仕組みを作る。
社会資源広報	医療と介護に関する資源情報をマップ化するなど活用しやすく広報する。
認知症総合支援事業	認知症になっても住み慣れた地域で生活し続けることができるように、認知症についての理解を広め、地域全体で認知症高齢者の生活を支援していく事業。(新居浜市では「認知症高齢者地域支え合い事業」としている。)
認知症初期集中支援チーム	関与しないと診察や適切な介護サービスに繋がらない認知症高齢者等に対し、チーム員の訪問や専門医の助言により適切な医療・介護サービスに繋げる。
認知症ケア向上推進事業	認知症ケアパスを普及啓発させるなど認知症に対する支援体制を構築することで、認知症高齢者等にやさしい街づくりの取り組みを進める。
オレンジネットワーク	認知症等で行方不明になった場合に、早期に発見する地域のネットワーク。警察と連携しつつ、捜索にはメールマガジン配信や広報を行い、事前登録も実施している。
地域SOSネットワーク	地域による独自の認知症行方不明者捜索活動等を支援する。「すみの見守り・SOSネットワーク協議会」がH27.4.1、「泉川見守り・SOSネットワーク協議会」がH29.7.1に発足している。
生活支援体制整備事業(健康長寿コーディネーター配置事業)	生活支援コーディネーター(新居浜市では健康長寿コーディネーター、事業名も「健康長寿コーディネーター配置事業」としている。)と協議体が協力して地域における支え合いの仕組みを相談し、多様な主体による生活支援サービス創出を図る。協議体は、コーディネーター、福祉関係者(民生委員・社協等)、自治会、介護事業所などから必要に応じて構成する。
第1層協議体	第1層コーディネーターとともに市域全体について協議し、政策形成につなげる。新居浜市では、現在のところ地域包括支援センター運営協議会が担っている。
第2層協議体(旧地域ケアネットワーク推進協議会)	校区ごとに、第2層コーディネーター、ランチ、校区担当が地域住民とともに、地域課題の抽出、課題解決策の検討を通じて地域支え合い活動を促進していく。
社会資源広報	自立した生活に資する地域の各種社会資源情報をポータルサイト(あらいさんとはまちゃんのにじいろケアポータル)等で広報する。
任意事業	介護給付適正化事業は介護福祉課、家族介護支援事業は介護福祉課高齢福祉係が中心となって実施し、その他の介護保険事業の運営の安定のための事業等を介護福祉課と地域包括支援センターでそれぞれ実施している。
家族介護支援事業	家族の身体的・精神的・経済的負担の軽減を目的とした事業を行っていく。
認知症カフェ	認知症の人やその家族が、地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解する場所。認知症の人やその家族の地域社会からの孤立を防ぎ、心理的軽減に寄与すると共に、介護負担軽減や適切な支援により、地域や在宅生活の安定につながる事業。
その他の事業	介護保険事業の運営の安定化及び被保険者の地域における自立した日常生活の支援のため必要な事業を行っていく。
介護サービス相談員派遣事業	介護サービス相談員が特別養護老人ホームやグループホームなどに出向き、利用者から公正・中立の立場で直接要望や意見を伺い、利用者の疑問や不安の解消、サービスの質の向上を図る。
認知症サポーター養成講座	市民誰もが認知症について正しく理解し支援が行えるよう、認知症サポーター養成講座を開催する。また、パンフレットを作成し啓発を図る。一般市民のほか、学校や企業も対象に開催している。



ぴんぴんキラリ

PPK体操について

(にはいま元気体操介護予防編)

資料3-1

令和4年度

PPK体操は、DVDを見ながらセラバンド（ゴム製のバンド）とお手玉を使って行う体操です。高齢期に適した全身運動で、体力に自信のない方でも無理なく安全に行えます。

体操の内容
(約40分)

- ①準備体操
- ②筋力強化運動(上半身5種類、あし6種類)
- ③お手玉
- ④整理体操



PPK体操が必要な7ヶ

新居浜市における介護・介助が必要になった主な原因は、**1位** 高齢による衰弱、**2位** 骨折・転倒、**3位** 心臓病。(新居浜市高齢者福祉計画 2021)

運動習慣がない、閉じこもりがちの方は要注意。筋力や身体機能が落ちて将来の要介護リスクが高くなりやすいです。

・・・でも私には介護予防はまだ早い？いいえ！**お元気うちから、PPK体操をはじめとする介護予防に取り組むことが重要です！**

たくさんの効果が！

- ★ 全身の筋力がつき、**立ったり歩いたりしやすくなる**
- ★ バランス機能が上がり、**転びにくくなる**
- ★ 適度な運動を続けることで、**健康になる**
- ★ 脳の機能を高めて、**認知症予防になる**
- ★ 週1回みんなと体操して、**仲間ができる**
- ★ 住民同士の交流や支え合いが生まれ、**地域づくりに繋がる**

参加者の声

「腰痛、膝痛が楽になった！」「長い距離を歩けるようになった！」「外に出ようという気持ちが出てきた！」など喜びの声が届いています。



感染対策を徹底し、安心・安全に運営しています。また、感染拡大状況に応じ、拠点の運営段階を変更しながら活動しています。

どんな活動？

自治会館などの**通いの場(拠点)**に週1回集まってPK体操を行います。体操のあとにはレクリエーション等をしている拠点もあり、楽しく活動しています。
各拠点に「PPK体操のDVD」と「PPK体操ガイドライン」、参加者全員に「セラバンド」と「お手玉」をプレゼント！
気軽に始められるのも魅力です。

PPK体操に興味はあるけど、最初はどうやって始めるん？どうやって進めていくん？など・・・

PPK体操を始めるにあたっての説明は裏面へ。さあ！一緒に拠点を立ち上げよう！

PPK体操は、新居浜市「健康長寿地域拠点づくり事業」のもとに行われています。

1 健康長寿地域拠点づくり事業ってなに？

地域の方が主体となって、送迎に頼らない身近な場所に**通いの場(拠点)**をつくり、PPK体操を含めた介護予防や健康づくり、仲間づくりを行うことを推進する事業です。地域に住んでいる方同士で介護予防支援が可能な地域づくりを目指しています。

2 拠点を開設するときの条件は？

- ① 申請者名は、自治会長さんであること。
- ② 週1回集まり、PPK体操を実施すること。
- ③ 実施場所として自治会館を活用すること。
- ④ 参加者が5人以上であること。
(65歳以上の方が5人以上いれば、その他の参加者の年齢は問いません。)
- ⑤ **参加者は、自治会員に限定しないこと。**

3 DVDを見るだけ？だれか体操を教えて～！

指導者を派遣し、住民主体で運営できるよう支援します。

初期支援期間	1か月目	毎週1回
	2か月目～1年6か月目	毎月1回
継続支援期間	初期支援期間が終了した翌年度から	1年度中に最大4回

※ 指導者が来ない週もPPK体操を実施してください。

4 必要なものを準備するための費用は？

拠点の**立ち上げ準備金**として、上限 80,000 円の交付金があります(1自治会館あたり1回限り)。

※ 年間の新規立ち上げ拠点数は25を上限とし、25か所の申し込みがあった時点で打ち切りとなりますのでお早目にご検討ください。

交付金に関する注意事項

交付金は、**PPK体操を実施するために必要な物品(椅子、DVD再生機器等)、または拠点活動の強化として必要な物品(血圧計、輪投げ等)の購入に使ってください。**個人が使用するものや飲食代(食品、お茶、コーヒー等)、消耗品代(文具等)には交付を認めません。他の交付金が活用できる場合は、交付内容が重複しないようにしてください。

見積り・購入の前に、まずは地域包括支援センターにご相談ください。

5 安全には十分注意しましょう

拠点開設にあたり発生する諸問題や諸経費は自治会等で対応していただきます。事故等につきましては自己責任となりますので、**無理をしたりケガをしないよう、十分に注意して活動してください。**「自己責任書の作成」や「レクリエーション活動保険に加入する」等の方法もあります。

【問い合わせ先】 市役所 2階
新居浜市地域包括支援センター ☎65-1245



～PPK体操～ 拠点を開設している自治会(予定含む)と開始時間 令和4年4月1日現在(99か所)

曜日	月			火			水			木			金	その他					
上部東 【34か所】	8	10:00 角野新田		1	9:00 城主	65	13:30 北内中	12	10:00 上泉東	57	10:00 西泉①	20	10:00 篠場団地	96	10:00 吹上	23	9:30 光明寺	57	西泉② 土 10:00
	13	13:00 下泉久門		24	9:30 一字	66	9:00 北内上	26	10:00 七宝台	59	13:30 東田	70	13:30 西連寺			9	14:00 北内ハイツ		
	43	14:00 喜光地西町		7	10:00 吉岡	68	14:00 岸の上連合	11	13:00 篠場	89	10:00 西喜光地上組	76	13:00 高祖			74	13:30 国領		
	72	10:00 みどりヶ丘		2	14:00 元船木団地	75	10:00 池田	50	13:30 山田	99	10:00 三軒屋	91	10:00 宮喜連合			78	14:00 種子川町		
				35	10:00 船木上原	83	14:00 元船木	56	9:30 長野			92	14:00 道面			82	10:00 林下原		
上部西 【17か所】	37	10:00 岸之下		44	10:00 治良丸			53	10:00 上原			54	13:30 銀杏之木			21	10:00 本郷		
	46	13:30 新居浜コープタウン		45	10:00 萩生西			67	10:00 西之端			98	9:30 横水			27	9:30 旦之上		
	52	13:30 中村松木		49	14:00 中村宮東			81	13:30 岸影						71	10:00 横山			
	93	10:00 中萩コープタウン		60	13:30 馬淵			94	10:00 萩生東										
川西 【23か所】	10	9:30 一宮	38	10:00 河内	31	13:00 政枝		4	13:30 久保田			17	9:00 城下町①			5	10:00 宮西泉宮		
	19	10:00 庄内	55	13:00 江口	90	10:00 中須賀		28	13:30 駅前			47	13:30 高木			16	13:30 平形		
	14	10:00 泉池	58	10:00 新須賀				39	13:30 若水						40	13:30 昭七			
	18	13:00 西の土居	77	13:30 旭				41	10:00 田所										
	17	9:00 城下町②	87	13:30 八雲				42	13:30 滝の宮										
	36	10:00 東町						95	13:30 東庄内										
川東 【25か所】	30	13:30 白井		3	9:00 田の上	86	10:00 大島連合	32	13:30 東雲中央			6	10:00 桜木西	73	14:00 落神	33	10:00 松神子団地	②13:00 毎月5・10・15・ 20・25・30日 東楠崎 場所:長生会館 隣だまりの部屋	
	48	13:30 山端連合		29	10:00 下郷	88	13:30 沢津	80	13:00 黒島			34	10:00 西楠崎	84	10:00 又野	61	13:30 町連合		
	15	13:00 白浜②		63	9:00 荷内			85	10:00 南小松原			15	13:00 白浜①	97	13:30 宇高B				
	62	13:00 本郷連合		69	10:00 東浜							25	13:30 江の口						
	64	13:30 浮島		79	13:30 宇高A							51	13:30 中郷						

自治会名左の数字は、拠点の開設順番です。

市民体操指導士養成講座

PPK（ぴんぴんキラリ）体操を盛り上げよう♪

***** 受講生募集 *****

こんなときだからこそ、あらためてPPK体操について学び、地域の仲間と一緒にあなたの元気を発揮しませんか？地域包括支援センターでは、PPK体操の周知や体操指導の補助などの活動を通して、PPK体操や地域と一緒に盛り上げてくれるボランティアを募集しています。

養成講座ってどんなことをするの？

PPK体操を指導するための「知識」・「技術」・「コツ」や地域づくり、活動方法について楽しく学びます。地域で安心して活動できるように、すでに1期生として地域で活躍している市民体操指導士のお話を聞く機会もあります。心も体も地域も「ぴんぴんキラリ」を目指して、みんなで一緒に市民体操指導士になりましょう。

対象者

定員25名

- * 新居浜市内にお住まいで健康長寿地域拠点の活動に参加されている75歳未満の方
- * ボランティアとして地域の健康づくりや体操の普及に取り組む熱意と意欲のある方
- * 原則7日間全ての講座を受講できる方
- * 講座受講後に市民体操指導士として活動できる方
- * 体操を取得することに支障がない方

市民体操指導士養成講座

日時	場所	テーマ
令和4年 7月1日（金） 13：30～16：00	旧消防庁舎 4階 消防コミュニティ 防災センター	市民体操指導士の役割
令和4年 7月8日（金） 13：30～16：00	旧消防庁舎 4階 消防コミュニティ 防災センター	住民主体の地域づくり
令和4年 7月13日（水） 13：30～16：00	旧消防庁舎 4階 消防コミュニティ 防災センター	主な疾患の理解と対応方法
令和4年 7月20日（水） 13：30～16：00	消防防災合同庁舎 5階 災害対策室	セラバンドを使った筋力強化体操
令和4年 7月29日（金） 13：30～16：00	総合福祉センター 多目的アリーナ	パート2 PPK体操
令和4年 8月3日（水） 13：30～16：00	総合福祉センター 多目的アリーナ	実指導の進め方（実技）
令和4年 8月10日（水） 13：30～16：00	総合福祉センター 多目的アリーナ	市民体操指導士のこれからの活動 （グループワーク）

※新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を行い、開催します。

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況によってプログラムの変更がありますのでご了承ください。

- 持ち物 筆記用具・水分・タオル
- 服装 動きやすい服装・マスク着用
- 申込方法 窓口・電話・FAX

お申込み
お問い合わせ

新居浜市地域包括支援センター（市役所2階）
新居浜市一宮町1-5-1



65-1245

FAX

33-5178

市民体操指導士はどんな活動をしているの??

現在、令和元年度の市民体操指導士養成講座を受講した21名が活躍しています。活動内容の一部を紹介します。

新しく立ち上がった拠点や介護予防教室でのPPK体操の指導補助

元気もりもりシニアの交流会や懇親会の企画・運営

新規立ち上げを検討している組織や市民への周知・啓発活動

PPK新聞へのコラム寄稿や新規参加者の橋渡しなど



拠点での指導の様子

商業施設での周知啓発

交流会の企画



市民体操指導士
1期生の感想



習ったことを自分の拠点でも伝えたい。他の拠点の方と交流できてよかった。

指導事業者の
感想



指導士さんに来てもらえてよかった。きめ細かな対応ができる。

一緒に活動してくれる仲間を募集しています♪

令和4年度市民体操指導士養成講座カリキュラム

日程	時間	番号	講義・実技	講師
1 日目	10分		開講式・オリエンテーション	地域包括支援センター
	45分	1	超高齢社会の現状と新居浜市における 介護予防 市民体操指導士の役割	
	45分	2	高齢期の運動 PPK体操の概論	愛媛県リハビリテーション 専門職協会
	25分	3	準備体操・整理体操の理解	
2 日目	30分	4	高齢者の身体機能と心理状況の理解	愛媛県リハビリテーション 専門職協会
	45分	5	PPK体操に関連する体のしくみ（筋肉）	専門職協会
	50分	6	住民主体の地域づくり （グループワーク）	地域包括支援センター 愛媛県リハビリテーション 専門職協会
3 日目	40分	7	主な疾患の理解と対応方法 （運動器疾患）	愛媛県リハビリテーション 専門職協会
	60分	8	セラバンドを使った筋力強化体操 上半身	
	25分	9	お手玉体操	地域包括支援センター
4 日目	75分	10	セラバンドを使った筋力強化体操 あし	愛媛県リハビリテーション 専門職協会
	45分	11	実指導の進め方 概論	地域包括支援センター
5 日目	60分	12	認知症の人への対応方法 参加者をみるポイント	地域包括支援センター
	60分	13	パート2 PPK 体操	愛媛県リハビリテーション 専門職協会
6 日目	45分	14	実指導の進め方 練習	地域包括支援センター 愛媛県リハビリテーション 専門職協会
	80分	15	実指導の進め方 ロールプレイ	指導事業者
7 日目	105分	16	市民体操指導士のこれからの活動 （グループワーク）	地域包括支援センター 愛媛県リハビリテーション専 門職協会 市民体操指導士1期生
	20分		閉講式	地域包括支援センター

2.5時間×7日間 14.5時間

講座のねらい

① 超高齢社会の現状と新居浜市における介護予防

市民体操指導士の役割

<目標>

- ・ 超高齢社会の現状と新居浜市における介護予防事業の概要・取り組みを学習し、高齢者を取り巻く現状や健康長寿地域拠点づくり事業の目的を理解することができる。
- ・ 市民体操指導士の果たす役割について理解し、養成講座終了後に主体的に活動することができる。

② 高齢期の運動

PPK体操の概要

<目標>

- ・ 高齢期に適した運動について学習し、新居浜市で推進しているPPK体操の概要や他の運動との位置づけについて理解することができる。

③⑧⑨⑩ PPK体操

<目標>

- ・ 日常生活の中で関節や筋肉がどのように動いているのかを理解し、PPK体操と関連付けて考えることができる。
- ・ 体操の目的や方法、ポイント、注意点について理解し、指導に活かすことができる。
- ・ 身体状況に合わせた体操の方法を理解し、個別に対応することができる。

④ 高齢者の身体機能と心理状況の理解

<目標>

- ・ 加齢に伴う身体的・心理的变化を学習し、参加者の安全や体調に配慮して、参加者を思いやりながら指導することができる。

⑤ PPK体操に関連する体のしくみ（筋肉）

<目標>

- ・ PPK体操に関連が深い筋肉の名称や位置、動きなどの解剖運動学の知識を取得することができる。
- ・ PPK体操の理解や指導士間の情報交換のために、専門用語を理解することができる。

⑥ 住民主体の地域づくり

<目標>

- ・ 住民主体の地域づくりにおいて自身ができる役割について考え、他の受講生との共通認識を図りながら市民体操指導士として活動するための心構えができる。

⑦ 主な疾患の理解と対応方法

<目標>

- 体操に関連が深い運動器疾患の症状や対応方法を理解し、疾患を持つ人の気持ちに寄り添い、身体状況に合わせて適切に対応することができる。
- 疾患を持つ人の気持ちにより沿い、指導することができる。

⑪⑭⑮ 実指導の進め方

<目標>

- 体操の指導に必要な知識と指導技術の向上を図りながら、体操の実指導を体験し、実際の指導に備えることができる。
- グループでの活動を通して協力・相互理解の精神を養うことができる。
- 地域での活動を想定し、雰囲気づくりや仲間づくりに留意することができる。
- 専門職や指導事業者から良い点や改善が必要な点についてのフィードバックを受け、指導に活かすことができる。
- 他の受講生の指導場面を参考にして、自己の指導方法について見つめ直し、考えることができる。

⑫ 認知症の人への対応方法

参加者をみるポイント

<目的>

- 認知症の症状や対応方法を理解し、疾患を持つ人の気持ちに寄り添い、適切に対応することができる。
- 指導時のリスクについて確認し、安全に配慮しながら指導することができる。
- 参加者をみるポイントについて学習し、指導時に異変に気付くことができる。

⑬ パート2 P P K体操

<目標>

- パート2 P P K体操の活用方法や内容について理解することができる。

⑯ 市民体操指導士のこれからの活動

<目標>

- グループワークを通して協力・相互理解の精神を養うことができる。
- 市民体操指導士1期生から活動報告やアドバイスを受け、自己にできることを考えながら、養成講座終了後に地域で市民体操指導士として活動する意欲を高めることができる。

令和3年度「認知症初期集中支援チーム」検討委員会

1 新居浜市認知症初期集中支援チームについての協議

日 時：令和4年3月18日（金） 19：00～19：30

場 所：リモート会議（市役所4階 41会議室）

参加者：認知症初期集中支援チーム員10人（医師3人、医療機関ソーシャルワーカー3人、地域包括支援センター職員4人）、地域包括支援センター所長・副所長

内 容：

- 1 認知症初期集中支援チームの稼働状況について
チーム対象の相談件数 10件（うちチーム対象件数 1件）
- 2 今後の活動について
 - (1) モニタリング記録表の様式変更
 - (2) Zarit(介護負担尺度)の取り扱いについて
- 3 検討課題について
チーム員担当制について
- 4 意見交換

<検討事項>

チーム員担当制について

- ・ チーム員会議は2か月に1回、医師3名の輪番制で開催し、6か月間の稼働中、それぞれの医師に助言を頂き支援を進めてきた。令和3年度にはソーシャルワーカーの強みを生かした継続的な関わりがより良い支援につながった事例があり。今後はより充実した支援が行えるよう、1ケースごとに支援開始から終了まで同じ医師、ソーシャルワーカーで継続的に関わる、チーム担当制へ変更する。
- ・ チーム担当制への変更に伴い、チーム員会議の開催方法を、初回と終了時の2回は集合開催とし、それ以外の2か月目、4か月目、終了後2か月後モニタリング報告は書面開催とする方法に変更。稼働中に状況変化があり、支援の方向性を模索する必要がある場合は、臨時でチーム員会議を開催する。